○境町医療費助成に関する条例

平成21年5月1日 条例第10号

改正 平成22年6月10日条例第13号

平成23年3月16日条例第6号

平成26年6月23日条例第16号

平成28年3月23日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、子ども、妊産婦等に関わる医療費等を助成し、子育て家庭 及び妊産婦への経済的支援を図り少子化対策に寄与することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) <u>子ども</u> 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある者
 - (2) <u>学生</u> 満18歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって,学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学及び専修学校その他規則で定める学校に就学し,現に在学しているものをいう。
 - (3) <u>妊産婦</u> 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届 出のあつた日の属する月の初日から出産(流産を含む)のあつた日の属する月 の翌月の末日に達するまでの者

(対象者)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、境町医療福祉費支給条例に関する条例(平成14年境町条例第24号)第3条に定める者のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 子ども

- (2) <u>学生</u>にあっては、境町の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第 116条の規定により境町が行う国民健康保険の被保険者となるもの又は境町 の区域内に住所を有する者の社会保険各法の規定による被扶養者となってい るものを含むものとする。
- (3) <u>妊産婦</u>にあっては, <u>支給条例第5条第1項第1号に規定する者以外の者</u>で 妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷以外と診 断された者

(医療費の助成)

- 第4条 境町は次の対象者に医療費(以下「助成医療費」という。)を助成するものとする。
 - (1) 子ども 支給条例第4条第2項に規定する額(出生の日から満4歳に達する月までの間にある者にあつては、同条第2項第1号に規定する額を控除しない)
 - (2) <u>学生</u> 支給条例第4条第1項,第3項及び第4項の規定により算出された 額から同条第2項の規定により控除すべき額を控除した額
 - (3) <u>妊産婦</u> 支給条例第4条に規定する額(支給)
- 第5条 助成医療費は、対象者及び対象者の<u>親権を行う者</u>の申請に基づいて支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者若しくは後見人その他の者で現に<u>対象者を保護するもの</u>(以下「<u>保護者等</u>」という。)の申請に基づいて支給することができる。

(支給制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、助成医療費は、<u>学生</u>にあっては、<u>満19歳及び</u> <u>満20歳</u>に達する日の属する各年度の4月1日を基準として、その前々年における、その父若しくは母の<u>所得が支給条例第5条第1項第1号に規定する基準額</u> <u>以上</u>であるとき、又は学生の父母を除く<u>扶養義務者</u>で主として<u>学生</u>の生計を維持するもの</u>の前々年の<u>所得</u>が1,000万円以上であるときは、支給しない。 2 前項に定めるもののほか、助成医療費は、他の法令(条例を含む。)によって 医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において支給 しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に 供してはならない。

(助成医療費の返還)

- 第8条 町長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者若しくはその親権を行う 者又は保護者等が第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度におい て助成医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成医療費を 返還させるものとする。
- 2 町長は、偽りその他不正行為によつて、この条例による助成医療費の支給を 受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還 させるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行 日以後の診療分から適用する。

(医療費助成制度の見直し)

2 この条例の規定による医療費の助成の制度は、少なくとも3年ごとに、当該制度の効果、当該制度に要する費用の額並びに町の財政状況の推移及び予測等を基礎として、検討を加え、必要に応じて、見直すものとする。

付 則(平成22年条例第13号)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の診療に係る助成医療費支給については、なお従前の

例による。

付 則(平成23年条例第6号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の診療に係る助成医療費支給については、なお従前の例による。

付 則(平成26年条例第16号)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る助成医療費支給については、なお従前の例 による。

付 則(平成28年条例第15号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の境町医療費助成に関する条例の規定は、この条例の 施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費 の助成については、なお従前の例による。